

「解放令」に学ぶ

1 目 標

- (1) 「解放令」の内容を理解し、当時の民衆や被差別部落の人々の心情について理解する。
- (2) 「解放令」は、被差別部落の人々が解放に向けて行動を起こそうとする、大きなきっかけとなったことを理解する。

2 展 開

主な学習活動	留意点
1 「解放令」の内容について知る。	資料1 解放令「太政官布告」(P20) 「解放令」の原本、現代語訳を提示する。 制度化されていた被差別身分が法的になくなったことを確認する。
2 「解放令」が出るまでの、差別の厳しさと、「解放令」が出た時の、被差別部落の人々の思いについて考える。	資料2 解放の喜び(P73) 資料3 亀蔵(廣本雄三郎)の漢詩(P73) 被差別部落の人々が「解放令」を喜びをもって迎え入れていることをつかませる。
3 解放令反対一揆はなぜ起こったのか考える。	資料4 解放令反対一揆の発生状況図 (P74) 被差別部落外の人々が、自分たちより「下」を求めていたことに気づかせたい。 高知県内では、「解放令」と同時に諭告が出され、その一部分には「元来不浄のものを取り扱うことを職業としてきたから・・・心身を洗い清め、衣服を改め、身体を清潔にし、ケガレから抜け出ることをせよ」という内容が通達された。また「解放の喜びに満ちあふれた被差別部落の人々が仁淀川の水で禊ぎを行い体を洗い清めた」こととあわせて、ケガレ観にもとづいた厳しい差別意識が当時あったことを補足する。
4 「解放令」が出された後、被差別部落の人々の生活がどうなったのかを知る。	資料5 死牛馬自由処理にともなう生活困窮 (P75) 職業選択の自由から、被差別部落の人々が担ってきた仕事が奪われ、生活が苦しくなったことをつかませる。 部落外との交流や職業の多様化、学校の設置等の動きが見られたことも説明する。
5 「解放令」によって、被差別部落の人々は、どのような展望をもったのかを知る。	差別的な習慣・取り決めに拒否し、廃止を求め、今まで与えられていなかった、一般民衆と同じ権利を獲得しようとしたことを理解させる。
6 まとめと次時への予告	

資料2 解放の喜び

長老の話によれば、「吉野川べりは白霜におおわれた寒い日、おごそかに水垢離の行事が行われた。川原には、しめ縄がはりめぐらされ、厳粛な中にも、人々の顔は明るく、よろこびに満ちあふれていた。老若男女をとわず、身を切るような吉野川の冷水に浸って身を清め、しめ縄をはりめぐらした中にもうけた竹の輪をくぐって過去の一さいからぬけ出し、新しく生まれかわったよろこびをかみしめ合った。神聖な水垢離の行事がまず終わると人々は、歓喜の声をあげ、手をとりあって喜び合う者、感涙にむせびながら歓声をはりあげる者、人々は我を忘れて感激の感情をあらわした。部落では、かつて誰も経験したことのない喜びを分かち合うために部落をあげて祝日とし、(略)祝宴の杯をかわし、もの心のつかない子どもまでも大人の喜びにさそわれてはしゃぎまわっていた。」

高知県同和教育研究協議会 「高知県における解放教育の遺産と今後の課題」 1974
高知県同和教育研究協議会事務局

資料3 亀蔵(廣本雄三郎)の漢詩

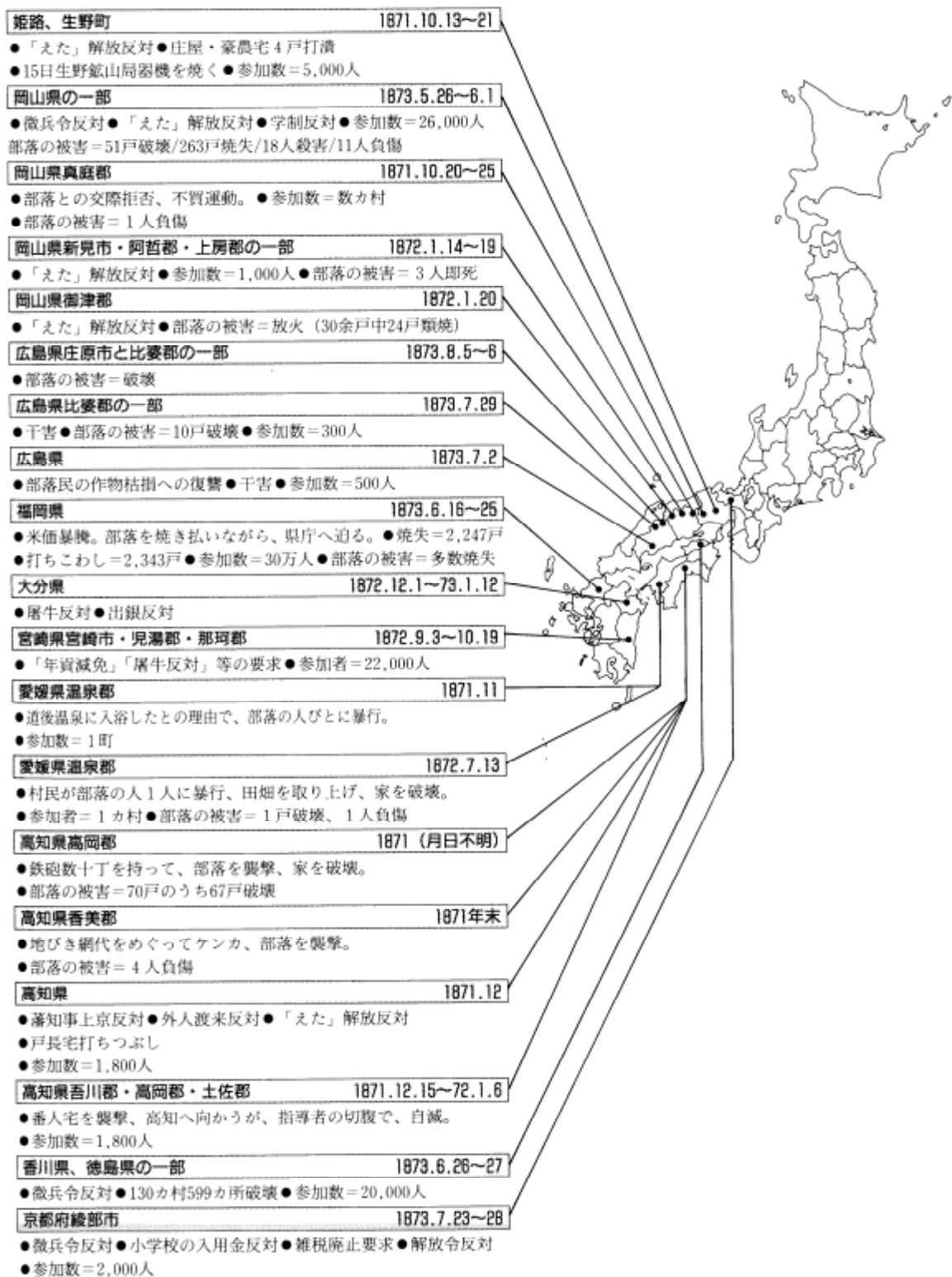
一陽来復入柴門	一陽(イヨ)復り来たりて柴門(セイ)に入る
脱却穢臭傾小樽	穢臭(シユウ)を脱却(ダツヤク)し、小樽(オコ)を傾(カク)く
亦是盲亀浮木事	是(コ)れ亦(マ)盲亀浮木(ボク)の事
不知何日報天恩	何(イレ)の日か知らず天恩(テンオン)に報いん

今までささなかった太陽の光が、粗末な私の家にもさしてきた。「穢多」の身分を抜け出た喜びに対して、小さな樽を傾け、酒を飲みながら祝っている。解放令は、目の不自由な亀が広い海に浮いている木を探すかのごとく、きわめて珍しいことである。いつの日になるかわからないが、このような布告を出してくれたことに、恩返しをしよう。

「開化新聞 第12号」 1872 同和教育資料作成委員会 『高知市同和教育資料 史料編 新版』
1992 高知市教育委員会より作成

「亦是盲亀浮木事」という表現が資料中に出てくるが、差別につながる表現でもあるので、この資料を活用する場合には配慮が必要である。

資料4 解放令反対一揆の発生状況図



資料5 死牛馬自由処理にともなう生活の困窮

私たちの村は、農業だけでは生活が苦しいので、死牛馬を処理することで得られる利益によって細々と暮らしています。とはいっても、近年は生活の苦しい者が多数いて、お上からのお情けによって何とか食いつないでいます。

御一新により、各地域において「死牛馬の売買を持ち主の自由にする」というお触れが出されました。我々の身分も平民同様になったことは大変感謝していますが、私たちの村では、以前から先程述べたような暮らしをしてきましたので、死牛馬の処理ができなくなると差別はされなくなったとしても、生活は苦しくなり、すぐ人間とはいえないような、貧しい生活をしなければならない者も出てきます。どうか恐れ入りますが、お上の格段の御配慮により、この嘆願書の願いをお聞き入れてくださいますよう、村人一同の苦しい状況をお伝えいたします。

藤浦（忠）文書 「奉指上嘆願書之事」 原田伴彦・上杉 聰 『近代部落史資料集成 第1巻』
解放令 の成立 1984 三一書房 P357 をもとに作成

トピック：徹底して平等を貫いた田中正造

田中正造といえば、足尾鉍毒事件で農民側に立ってその一生を捧げた人物として有名だが、それ以前の1873(明治 6)年頃は、被差別部落の人々を農作業に雇い入れ、のどを潤す水を同じ器で飲む反差別的の姿勢を示していた。当時田中の村では、被差別部落の人々を家に上げず、同じ湯を使わせないなどの差別が行われていたが、田中は被差別部落の人々を家に上げ、同じ湯につかり、毎夜労をねぎらい同じ杯で酒を酌み交わしていた。田中が被差別部落の人々も同じ人間だから差別は不当と説いても村人たちは聞き入れず、拳銃の果てには田中自身も穢れた者として排除され、不便が多かったといわれている。当時長野では「洗った便器」の事件が起こり、岡山では被差別部落の人々が農民に18人も惨殺されていることと比較すると、田中の徹底した平等実現の姿勢は感動的でもある。

【参考】田中正造全集編纂会 「田中正造全集 第1巻」 1977 岩波書店
上杉 聰 「部落史がわかる」 1997 三一書房